9/28 赤旗

生活保護

住宅扶助下げで転居指導

経過措置を使いはね返す

生活保護利用者に家賃費用として支給される「住宅扶助費」の上限引き下げが7月から始まりました。住み慣れた住居から転居を迫られるなど、国と自治体の姿勢が問われています。

（鎌塚由美）

大阪市西区に住む60歳代の女性は8月、「（入居している住宅の）家賃が基準より高い」と市側から転居を迫られました。家賃は月5万6000円。住宅扶助費・1人世帯の旧基準額4万2000円（新基準額は3万9000円）を上回っていますが、差額はやりくりして自己負担してきました。

女性は「近所のスーパーの人とも世間話ができる住み慣れた地域から離れたくない」と拒否しました。市の担当者は「なんべん言うたらわかるの」と転居を迫りました。

女性は、「港生活と健康を守る会」とともに市と交渉。精神疾患で通院していたことで、厚労省が「経過措置」として居住継続を認めるケースに該当すると指摘し、転居指導をやめさせました。

住宅扶助の削減は、適切な居住水準を無視して、低所得者世帯の家賃と比べて上限額を引き下げたもの。上限額は、単身者で5000円（埼玉2級地）、2人世帯で1万円（同）など大幅な引き下げが行われ、3年かけて190億円が削減されます。44万世帯が影響を受けます。

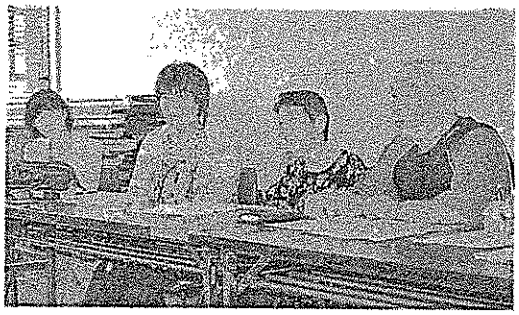

住宅扶助引き下げによる強引な転居指導の撤回を熊本市に申し入れた（右から）利用者の夫妻と熊本県生健会の益田牧子副会長と日本共産党の上野市議＝7月22日、熊本市

〝住宅難民をつくる〟との批判に押されて厚労省は通知を出し、①多人数世帯や適切な物件が近隣にない場合は、1人基準の1・3～1・8倍まで認める、②通院、通勤・通学、自立を阻害する場合は旧基準を適用できる―とする経過措置を設定しました。しかし、多くの自治体でこの経過措置が利用者に知らされず、転居指導が行われています。

熊本市では、経過措置を無視した市の対応に対し、利用者が日本共産党の上野美恵子市議と一緒に交渉しました。市は誤りを認めて転居指導をやめ、経過措置を説明した〝お知らせ〟を対象世帯に配りました。

生活保護問題対策全国会議は、「あきらめないで！闘うすべはある！」と題するパンフレットを作成しました。厚労省が示した経過措置の活用を呼びかけるとともに、憲法22条（居住・移転の自由）に基づき、意に反する転居や、劣悪物件への転居強要は許されないと指摘しています。

「港生活と健康を守る会」（大阪市）の松田美由紀事務局長は、「生活保護利用者のほとんどが何らかの病気で通院していたり、地域のなかに居場所があり、そこから転居を迫ること自体、根拠も道理もありません。非人道的な転居指導に対し、声をあげてはね返すとともに、基準引き下げの撤回を求めていきたい」と話しています。